令和2年

3月分から

(4月納付分)

<u>9. 58%</u>

(△0.05%)

<u>11.</u> 37%

(+0.01%)

《参考》

令和2年

2月分まで

(3月納付分)

63%

9.

協会けんぽ」令和 保険料率の確定について 二年度の

が確定しましたのでお知らせします。 令和二年度の都道府県単位保険料率 全国健康保険協会「協会けんぽ」の

まもなく令和元年分 確定申告・納付期限です

い方はお急ぎください。 告・納付期限となります。 まもなく所得税・消費税の確定申 お済みでな

課税事業者の方は、

計画的な納税

あります。 告・納付期限が延期になる可能性が なお、コロナウィルスの影響で申

11. 36%

令和二年三月十六日(月)

※振替納税ご利用の場合、 個人事業者の消費税、 令和二年三月三十一日(火) 地方消費税 所得税の

消費税の納税資金の 準備は進んでいますか?

にかかるお知らせです。 消費税の納税資金の計画的積み立て ○%に引き上げられたことによる 国税庁から昨年十月に消費税率が 十三日(木)です。

税資金の不足が原因と思われる滞納

過去の消費税引き上げ時にも、

納

変更時期

介護保険第2号被保険 者に該当しない場合

(40 歳未満、65 歳以上

~74 歳未満) 介護保険第2号被保険

者に該当する場合

(40 歳以上 65 歳未満)

告時において、 額が発生し、 が増加していることから、

第237号 小須戸 商工会 3月の

とが予想されます。 納税資金が不足するこ 消費税申

資金の準備をしていただくよう、 願いします。 お

令和二年四月一日から 雇用保険料」の納付対象者が 全員」となります

保険加入者「全員」となります。 保険ですが、令和二年四月一日から 働く人が加入対象となっている雇用 三十一日以上、②週二十時間以上、 「雇用保険料」の納付対象者が雇用 従業員の雇用条件が、①継続して

(現行)

税・地方消費税の振替日は四月二

振替日は四月二十一日(火)、

消費

齢労働者 いて満六十四歳以上である労働者で の対象となっており、経過措置とし 一年三月三十一日までの間は、高年 六十五歳以上の労働者も雇用保険 平成二十九年一月一日から令和 雇用保険の一般被保険者と (保険年度の四月一日にお

花 ボケ



は免除されていました。

【令和二年四月一日以降】

六十五歳以上の高年齢者につ

なっている方)

に関する雇用保険料

例年よりも多くの税

す。雇用保険料を徴収する際はご注

雇用保険料の納付が必要となりま

他の雇用保険被保険者と同様に

意願います。

労働保険」年度更新手続きの)準備を!

度更新」手続きが必要です。 次年度概算保険料算定のための「年 をされている会員事業所におかれま しては、前年度保険料の確定精算と 商工会に「労働保険」の事務委託

険料を精算・納付していただくこと 災保険については同期間に完了した 月から翌年三月までの 成・整備をお願いいたします。 金台帳や工事の請負契約書等) ますので、関係書類(従業員給料の賃 となります。今月末が年度末となり 元請工事金額に基づいて算定し、 員に支払った給料額、 労働保険の保険料計算は、 建設業等の労 一年間に従業 毎年四) の 作

令和| 年四月 働き方」が変わります! 日から

なお、「年度更新」の関係書類は、

週時間外労働時間

年 360 時間

年 720 時間

とは特別な事情がある場合のことであり、

止となります。 態の違いによる不合理な待遇差が禁 間外労働」の上限規制の導入、雇用形 年四月一日からは中小企業でも、「時 法が順次施行されています。令和二 務付けられるなど、働き方改革関連 二〇一九年四月から年次有給休暇 五日以上取得することが義

月末に商工会より送付いたします。

働者と非正規雇用労働者

【時間外労働の上限規制導入】

うだけで①基本給を少なくする、 ないなどです。正当な理由なく職種 かかわらず、パート・アルバイトとい 職務内容も正社員と変わらないにも す。具体的には、 、雇用形態による差別は禁止です。 明確な理由がなく ③通勤手当を払わ 2

ものづくり補助金の 公募開始が予定されています

複数月平均

80 時間以内

予定されていますのでご案内します。 **変更になった箇所があります。** /り・商業・サービス補助金の公募が 応募要件や応募の型が昨年度から 国の令和元年度補正予算「ものづ

り組む、新製品・新サービス開発・生 等を目的とした設備投資等を支援し 外拠点での活動を含む)の拡大・強化 及び試作開発を支援、②海外事業 (海 産プロセスの改善に必要な設備投資 ①中小企業・ 小規模事業者等が取

対象要件

【正規雇用労働者と非正規雇用労働

則

時

原

臨

月 45 時間

月 100 時間

未満

※この日数は休日労働を含みます。

その場合も上記が限度となります。

※この上限を超えての労働は禁止となります。

者の間の不合理な待遇差の禁止

一企業内において、

正規雇用労

満たす計画(三~五年)を策定・実施 を得た事業者で、次の要件、すべてを 認定支援機関の全面バックアップ

ごとに不合理な待遇差が禁止されま イム労働者、有期雇用労働者等)の間 基本給や賞与などの個々の待遇 (パートタ する中小企業なら、 誰でも応募でき

②従業員の給与支給総額を年間 ①「付加価値額(営業利益+人件費+ 助金返還となるため、ご注意下さい。 ※補助金採択決定を受けていても要 ③事業場以内最低賃金を地域別最低 三十円=八六十円以上に設定する 賃金(新潟県は八三十円)のプラス 減価償却費)」年率三%及び「経常 ③は達成できなかった際、補 五%以上アップさせる 」年率一%の向上を達成

【補助額】

 一般型 補助率 上限額 1/2 (中小) 2/3(小規模 一千万円

②グローバル展開型 上限額 新 1/2(中小) 三千万円

※共同で取り組むことで上限額が引 き上がる事業もあります。 2/3(小規模

公募期間

募集は三月上旬~中旬を予定されて を提供してまいりますが、 います。募集開始から締め切りまで (年に三~四回) 募集する予定です。 平成三十年度補正予算の時と異な 詳細は今後わかり次第、 令和元年度補正予算分から通年 第一回 随時情報 \mathcal{O}

> をお願いします。 討されている事業所は早めのご準 れている事業所は早めのご準備・期間が大変短いため、応募を検

【その他】

です。 ください。 会のホームページで公開される予定 ませんが、新潟県中小企業団体中央 申請書等は、現在まだ用意があ 詳しくは商工会までお問い (http://www.chuokainiigata.or.jp/) 合わせ

中小企業のための 退職金共済制度を こ存知ですか

全・確実・有利で、しかも管理が簡単 退共)が運営している中退共制度は、 構•中小企業退職金共済事業本部(中 めの国の退職金制度です。 法に基づき設けられた中小企業のた 昭和三十四年に中小企業退職金共済 中退共制度をご利用になれば、 独立行政法人勤労者退職金共済機

退職金積み立てにぜひ、 退職金の管理が簡単です。 額を事業主にお知らせしますので、 なく従業員ごとの納付状況、 加入後の面倒な手続きや事務処理も な退職金制度が手軽に作れます。 毎月の掛金は口座振替で納付でき、 ご活用くだ 従業員の 退職金

記帳から決算までコンピューターで一貫支援…商工会の記帳機械化(詳しくは商工会へ)